

令和3年度第2回狛江市市民福祉推進委員会権利擁護小委員会兼狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会 会議録（案）

- 1 日 時 令和3年8月31日（火） 午後5時45分から午後6時45分まで
- 2 場 所 ウェブ方式 （狛江市役所防災センター4階会議室）
- 3 出席者 委員長 大森 顕 副委員長 勝田 和行
委 員 矢野 勝治、神田 清子、星野 美子、長谷川 千種、
伊藤 聡子、浅見 秀雄、森 純一
宗像 秀樹
事務局 福祉政策課長（岡本 起恵子）
福祉政策課長課長補佐（佐渡 一宏）
福祉政策課 主 任（菊野 有希子）
- 4 欠席者 なし
- 5 資 料 【資料1】ホームページ案（権利擁護（成年後見制度など）に関する相談について）
【資料1-2】ご存知ですか？成年後見制度リーガルサポート
【資料2】狛江市権利擁護支援・検討会議実施案
【資料3】狛江市成年後見制度利用支援事業実施要綱（案）について
【資料3-2】狛江市成年後見制度利用支援事業実施要綱（案）新旧対照表
【資料3-3】市長申立・費用助成要綱（現行）
【資料3-4】成年後見制度における市町村長申立関す実務者協議の取りまとめについて
【資料4】狛江市市民福祉推進委員会権利擁護小委員会兼権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会委員名簿
【資料5】令和3年度権利擁護小委員会兼狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会 全体工程表
【資料6】令和3年度第1回権利擁護小委員会兼狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会会議録（案）
- 6 議 題 (1) 審議 市民向け周知案について

- (2) **審議** 狛江市権利擁護支援・検討会議実施案について
- (3) **審議** 狛江市成年後見制度利用支援事業実施要綱案について
- (4) **その他**

7 議 事 ○開 会

(委員長)

みなさんこんばんは。本日はお忙しい中、令和3年度第2回狛江市市民福祉推進委員会権利擁護小委員会兼狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会にご参加いただきましてありがとうございます。

前回、今年度の開催方式につきまして、事務局から通常開催を予定しており、その場合においても直接参加とオンライン参加のハイブリット方式で開催するとの提案があり、委員の皆さまからもご了承いただきました。もっとも、現在緊急事態宣言中でございますので、今回もWeb方式での開催とさせていただきます。

議事進行中は、音声をミュートにいただき、発言をする際には挙手をお願いします。その際、ミュートを解除してからご発言ください。

(現在ミュートになっていない方がいらしたらミュートにしてください。)

では定刻になりましたので、議事を開始させていただきます。

(欠席者の確認)

本日、欠席のご連絡はいただいております。

(委員長)

それでは、資料の確認をいたします。事務局より、資料の説明をお願いします。

(事務局)

【資料説明】

(事務局)

資料の説明は以上です。

(委員長)

それでは議事に移ります。

(1) 協議事項市民向け周知案について

(委員長)

事務局より説明をお願いします。

(事務局)

今回から会議資料の共有ができるようになりましたので、【資料1】を共有させていただきます。

【資料1】をご覧ください。前回委員の皆さまからいただいたご意見を踏まえ、HP案を作成いたしました。

市公式ホームページの掲載場所としては、暮らしのガイド>暮らしの相談>高齢・障がい・子育て等福祉の相談内に「権利擁護（成年後見制度など）に関する相談について」というタイトルで本ページを公開する予定です。

ホームページの構成については、厚生労働省が作成されたポータルサイトの内容を参考に作成いたしました。ホームページをご覧ください。対象者ごとに「ご本人・家族・地域の皆さまへ」、「成年後見人等の皆さまへ」、「地域関係機関の皆さまへ」というカテゴリとともに、「相談機関のご案内」のカテゴリを設けました。各カテゴリをクリックしていただくと、各カテゴリの情報部分に移動する設定となっております。

その下にカテゴリごとにカテゴリ内の小カテゴリの一覧を紹介しています。この小カテゴリをクリックしていただくと、各カテゴリの情報部分に移動する設定となっております。挿絵については、現在厚生労働省の挿絵を使用していますが、公開に当たっては著作権について確認の上で必要な挿絵に差替えることも考えております。

サイト情報全てを紹介することは難しいので、狛江市独自の部分についてご説明いたします。

資料1をご覧ください。3点ほど修正点がございまして、9ページをご覧ください。後段にあります「後見等開始の審判請求をする方がいらっしゃらない方へ（市長申立て）」の「いらっしゃらない」が間違っております。20ページをご覧ください。「Q. 成年後見制度について法律・専門職に相談したい。」という問いに対する回答として、あんしん狛江でも弁護士による苦情・権利擁護相談を行っていますので、「法律の専門職の相談については」の次に「、社会福祉協議会 あんしん狛江の弁護士による苦情・権利擁護相談」という文言を追加

たします。

また、「Q. 高齢者等を狙った悪徳商法や特殊詐欺について相談したい。」という問いに対する回答として、地域包括支援センターではこのような問題に対する回答について、アウトリーチによる支援も行っていますので、「地域包括支援センター又は市消費生活センターにご相談ください。」という内容に変更いたします。

資料1の2ページをご覧ください。まず、「ご本人・家族・地域の皆さま」に向けたご案内となります。3ページをご覧ください。ここに「成年後見制度以外の日常生活の支援について（地域福祉権利擁護事業）」というタイトルで地権事業の内容を追加しております。社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業のページへのリンクも入れてございます。

4ページをご覧ください。「四親等内の親族」がどの範囲は分からない方がおおくいらっしゃいますので、四親等内の親族の図のリンクを追加しております。

7ページをご覧ください。6ページの法定後見制度の3つの種類（類型）の説明内の補助人の同意、補助人・保佐人の代理について、同意行為目録、代理行為目録の様式のリンクとともに、同意の範囲、代理の範囲を決める際の留意点を記載しました。

9ページをご覧ください。市で実施しております成年後見制度利用支援事業（申立費用・成年後見人等報酬助成）についてのご案内です。また、9ページから10ページまでに市長申立についてのご案内も記載してございます。

12ページをご覧ください。ここから成年後見人等の皆さまに向けた内容となっております。13ページをご覧ください。「注意すべき事柄」の次に「後見等事務で迷ったり悩んだりしたら」という項目を追加しております。

また、成年後見人等の報酬については、成年後見人等の報酬のめやすのご案内及び市の報酬助成のご案内もさせていただいております。

14ページをご覧ください。市民後見人については、多摩南部成年後見センターに養成をお願いしておりますので、そのご案内をさせていただいております。

また、意思決定支援については、支援を必要とする場面ごとにガイドラインのご案内をさせていただいております。

16ページをご覧ください。ここから地域の関係機関の皆さまに向け

たご案内となっております。成年後見人等との連携についての記載の中で「市の権利擁護支援の地域連携ネットワークにおけるチームのイメージもご紹介させていただいております。

また、17 ページのQ&Aでは権利擁護支援とは何か、地域連携ネットワークとは何か、チームとは何かという点について紹介させていただいております。

19 ページの後段をご覧ください。相談機関のご案内となります。相談をされる場合にどこに相談すれば良いのか迷われる方もいらっしゃると思いますので、相談内容を迷われている方向けのご案内をQ&A方式でさせていただいております。20 ページの後段から相談内容が決まっている方向けのご案内となります。

この市公式ホームページ案については、委員の皆さまがいただいたご意見を反映させた上で、挿絵等の調整を行い、公開する予定です。

続きまして、【資料1-2】ご存知ですか？成年後見制度リーガルサポートという資料をご覧ください。まだ、素案前の段階ですが、次年度予算で作成するリーフレットの内容についてですが、市担当課及び社協と内容を調整している段階でございます。

リーフレットの内容としては、現在事務局では資料1-2のリーガルサポートさんで作成されたリーフレットを参考に作成する案と資料1の市公式ホームページ案を参考に内容をコンパクトにしてリーフレットを作成する案を考えてございます。

まず、前者の案についてですが、資料1-2の1枚目の裏面をご覧ください。このリーフレットでは、ある一家の事例をもとに生じた生活課題を解決する中でどのように成年後見制度を活用するのかをご案内するものとなっております。このリーフレットの事例では認知症高齢者に関わる生活課題を題材としておりますが、市で作成する場合には障がいに関わる生活課題も題材として入れていきたいと考えております。2枚目の表面をご覧ください。「チャートでわかる成年後見制度の利用手順」についてのご案内となっております。ここでは、成年後見制度だけでなく、地域福祉権利擁護支援事業のフローを追加してはどうかと考えております。3枚目表面右ページをご覧ください。成年後見制度と関連する制度についてのご案内となります。リーガルサポートさんで実施されている事業ではないため、一般的なご案内となっておりますので、この部分については、市、社協、関係機関で実施している事業のご案内を入れたいと考えております。

後者の案ですが、資料1の市公式ホームページ案を参考に内容をコ

ンパクトにしてリーフレットを作成する案については、ホームページの「ご本人・家族・地域の皆さま」向けの内容の概要を掲載することになります。

今回はいずれの方向性がよろしいかご意見をいただければと思います。

なお、改めてアナウンスさせていただきますが、10月21日(木)の第2回 狛江市内権利擁護業務担当者の勉強会では、東京社会福祉士会相談役の大輪典子先生を講師としてお迎えし、「権利擁護について分かりやすく伝える方法とは～高齢者や障がい者に向けた情報発信の方法～」というテーマでご講演いただくことを予定しております。

大輪先生は、知的障がい者本人向け自己支援ハンドブック『イキイキ生きる 私の大切な権利』の作成検討会の委員として、ハンドブックの作成に携わった方です。このハンドブック自体は著作権の関係上委員の皆さまにこの場でお見せすることはできませんが、米国ニュージャージー州の人権保護団体が作成した報告書を参考に、新宿区手をつなぐ親の会が平成30年度に知的障がいのある本人に向けた自己決定の根拠となる、毎日の暮らしの中にある権利を知るためのハンドブックとなります。このハンドブックを作成された際の経緯やエピソードなどをご講演いただく予定です。

委員の皆さまにおかれましても、お時間がございましたら是非ご参加いただきますようお願い申し上げます。

このご講演の内容を踏まえ、次回、第3回の協議会にて改めてリーフレットの案をご提示させていただき、内容を決めさせていただければと存じます。

(委員長)

ただいま事務局より、市民向け周知案について説明がありました。ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

(委員)

ホームページ案については3点意見を申し上げます。1点目です。2ページには任意後見制度について、また、4ページには申立てに必要な書類等について、細かく記載されていますが、法定後見はあえてそれを省いているという理解でよろしいのでしょうか。法定後見については、費用については記載されておりますが、申立てに必要な書類等についての記載がないのではと思いました。どちらかに掲載されますでしょうか。

2点目です。16ページの「地域の関係機関の皆さまへ」の2項目に

「本人情報シートについて」という記載がございます。ここに「依頼をされることがあります。」という消極的な表現ですが、狛江ではかなり積極的に活用されてらっしゃると思いますし、診断書の内容にも影響しますので、もう少し「必須」などの積極的な表現にしていいただければと思います。

3点目です。15ページの報酬の目安についての掲載ですが、不要ではないかと思えます。

現在、報酬の目安については、議論がはじまっているところでして、あまり細かいところは載せず、目安として単価などを掲載する程度でよろしいのではないのでしょうか。

(委員長)

ただいまの意見について、事務局よりご説明等がありましたら、お願いいたします。

(事務局)

1点目については、細かな手続きの流れについてのことかと思えますが、法定後見の場合には、細かな手続きの流れについては記載しておりませんので、必要であれば、追記させていただきます。

2点目ですが、本人情報シートについては、積極的な文言に改めさせていただきます。

3点目ですが、報酬については、現在、国の方で見直しをしているということでしたので、成年後見人の皆様が、記載がなくても特に問題がないということであれば、こちらの記載は削除することは可能です。ご意見いただければと思います。

(委員)

報酬の助成があるという情報は必要な情報だと思います。この報酬額の目安がどこにリンクされているのでしょうか。東京家庭裁判所でしょうか。目安までは記載しなくてもよいのではないかと思います。逆に、今、見直しの検討がなされているということを記載いただいた方がよろしいのではないかと思います。

(事務局)

承知いたしました。そうしましたら、現在、見直しの検討がなされていることの記載を追加させていただきます。「成年後見人等の報酬額のめやす」のリンクにつきましては、削除させていただきます。

(委員)

現在、当事者団体の方から適正な報酬額についてのご意見があり、ただ、実際に、本人が報酬額を負担できるのかという問題もあります。

その辺について、議論がなされております。そのため、「報酬額については、現在、見直しが検討されております。」というような記載にいただければと思います。

(事務局)

確認ですが、国の専門家会議のホームページにはこの議論の経緯等の会議録は公開されてますでしょうか。

(委員)

はい。会議録は掲載されるものです。

(事務局)

そうしましたら、国の会議録を参考に掲載させていただきます。

(委員長)

今のご意見に追加ですが、報酬額については、具体的な金額をホームページを閲覧した方に知っていただいた方がよろしいのではないかと思います。年間50万、100万又はもっと異なる金額を想像されてしまうこともあるので、「現状、裁判所が公開しているような金額を掲載した上で、見直しが行われる。」という表現の方がよいと思います。

(委員)

それでよろしいかと思います。

(委員長)

他にご意見はございますでしょうか。

(委員)

ホームページ案についてですが、3ページです。タイトルが「成年後見制度以外の日常生活の支援について（地域福祉権利擁護事業）」という表現ですが、成年後見制度が日常ではないという感じも受けてしまいますし、成年後見制度以外の日常の生活といふとかなり幅広いことを指しておりますので、表現を変えたほうがよいと思いました。または「地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）とは」という表現でもよろしいのではないかと思います。

また、リーフレットですが、第1回協議会時にお示しいただいた市民向けのコンテンツ素案の時には、初めのページのところで、成年後見制度を使う前と、成年後見制度を使った後で、ストーリー的に事例が入っている資料があり、すごく分かりやすいと思いました。今回お示しいただいたリーフレットはそうになっておりませんでしたので気になりました。

(委員長)

ただいまの意見について、事務局よりご説明等がありましたら、お願いいたします。

(事務局)

ホームページ案については、事務局側にて文言を修正させていただきます。

リーフレットの案につきましても、いただいた意見を踏まえて、前回の部分を加えた上で、リーフレット案を最終的に調整させていただければと考えております。

(委員)

1ページ及び2ページに記載されている太字のタイトル「ご本人・家族・地域の皆さまへ」ですが、このうち「ご本人」という表現については、初めてご覧になる方は、「ご本人」とは誰を指すのか分かりにくいのではないかと思います。「ご本人」とは誰を指しているのが、一読して分かるような一文を付け加えていただければと思います。

(委員)

このホームページ案は1ページの一番上のタイトルにもありますように「権利擁護（成年後見制度など）に関する相談について」となっておりますので、「権利擁護という色々な支援のうちの1つとして成年後見制度がある」ということが分かるような作りをしていただければと思います。

(委員)

同じく「権利擁護（成年後見制度など）に関する相談について」というタイトルの後に、成年後見の説明項目ばかりが記載されているため、成年後見以外の支援内容についての項目も、1ページ目に記載いただければと思います。

(委員長)

ただいまの意見について、事務局よりご説明等がありましたら、お願いいたします。

(事務局)

承知いたしました。今いただいた意見を踏まえまして、事務局の方で工夫させていただきます。

(委員長)

他にご意見はございますでしょうか。

(委員)

1ページ及び2ページに記載されている太字のタイトル「ご本人・

家族・地域の皆さまへ」ですが、「ご本人」と「家族・地域の皆さまへ」とは分けた方がよいのではないかと思います。ホームページを閲覧する人が、どこから入っていけば、自分が知りたい情報を確認できるのか、ご本人向けなのか、関係者向けなのか、誰を対象としているのか、分かりやすいような作りをしていただければと思います。リーフレットにも共通する課題です。

また、2ページですが、タイトル「ご本人・家族・地域の皆さまへ」とその下の「成年後見制度とは」という説明ですが、マッチしていないように思えますので、修正していただければと思います。

(委員長)

ただいまの意見について、事務局よりご説明等がありましたら、お願いいたします。

(事務局)

まず、「ご本人」と「家族・地域の皆さまへ」を分けることについては、対応させていただきたいと考えております。修正に当たっては、具体的にどの程度のレベルの「ご本人」を対象とするのかが非常に難しいと考えておまして、例えば、後見相当と補助相当の方だと、かなり異なりますし、また、精神障がいのある方と認知症のある高齢者でも支援の程度が異なります。そのため、どの範囲のターゲットの方を対象にして、ご本人さん向けにステージを作るのか、事務局としてその点が課題と考えております。

(委員長)

ご指摘のとおりと考えます。他にご意見はありますでしょうか。

(委員)

「権利擁護」について知りたいと思いホームページを閲覧した方が、「成年後見のことしか掲載されていない」ということにならないように、入口のところは「後見も含めた権利擁護のことをお考えの皆さんへ」というようなタイトルとして、その後「法定後見」・「地域福祉権利擁護事業」等について説明するという内容にいただければと思います。

(委員長)

他にご意見はありますでしょうか。

時間の関係もありますので、まとめに入りたいと思います。

ホームページ案については、とことんかみ砕いたものを作成いただき、また、リーフレット案については、それを基本に作成いただきたいと思います。

第3回の協議会には、改めて作成した案をお示しいただき、再度議論をさせていただければと思います。

ホームページ案及びリーフレット案、いずれも大幅に修正をお願いすることになりますが、誰に向けてどういう情報発信するのか、細かいところをどこまでホームページ上で網羅するのが難しいと思いますが、次回の協議会に向けて、今日の議論を踏まえて、新しく案を作成いただきたいと思います。

(事務局)

再確認ですが、ベースは、この案を踏まえるということで、「ご本人」のところは、かみ砕いたものを作成し、また、入口のところは「後見も含めた権利擁護のことをお考えの皆さんへ」というようなタイトルとして、その後に「法定後見」・「地域福祉権利擁護事業」等について説明するという内容にした上で、修正案としてお示しするか、それとも最初から作り直した方がよいのか、どちらにいたしましょうか。

(委員長)

修正案という形でよろしいと思いますが、委員の方がいかがでしょうか。

(委員)

【異議なし】

(委員長)

それでは、事務局にて修正案の作成をお願いいたします。

(事務局)

承知いたしました。

(2) 協議事項 狛江市権利擁護支援・検討会議実施案について

(委員長)

事務局より説明をお願いします。

(事務局)

次回ご協議いただく予定となっておりました、狛江市権利擁護支援・検討会議実施案についてですが、事務局として、この後開催されます「あんしん狛江運営委員会」と同一の委員構成を考えていること、試行実施を第3回、第4回あんしん狛江運営委員会で実施することを考えていることから、今回協議をお願いするものでございます。

なお、重層的支援体制整備事業との連携については、本事業について現在庁内調整を行っていることから次回協議をお願いできればと考えております。

それでは、資料2に従いご説明いたします。

(資料2に従い説明)

(委員長)

ただいま事務局より狛江市権利擁護支援・検討会議実施案について説明がありました。ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

(委員)

(5)の支援・検討会議実施フローの5.に記載されている「緊急案件」というのは一体何を想定しているのでしょうか。マッチングを検討するというご説明があったと思いますが、24時間以内とか48時間以内に回答というのは、何を求められているのかをお伺いしたい。また、私の関わっている、既に実施されているいくつかの自治体や国の検討会議の中で手引きを作っていたりする中で感じる実感として、受任調整のところだけ意見をもらおうと思っても難しいと思います。受任調整、マッチングのところでもいろいろ検討してもらうためには、なぜこの人が成年後見につながったかという、いわゆる①の部分、権利擁護支援についての判断っていうところが分からないと、結局そこに戻っての検討となってしまいます。現行で実施しているいくつかの自治体では、①と②権利擁護支援についての判断と受任調整はセットで行っているところがほとんどです。やはりここで必要な判断が検討されたからこそ受任調整のところでも意見がいえるといえるということになると思います。

(委員長)

ご質問があった緊急案件のその緊急性について、事務局で説明をお願いいたします。

(事務局)

はい、最終的に、8.のところでも報告をして、当検討会で検討していただくことになるのですが、その前に、緊急案件としてここで申し上げているのは虐待等の案件で、判断を急ぐような案件については、早めにご回答をいただきたいということで、ファクシミリ等のやりとりの中で、専門職の皆様から一度意見をいただいて、受任調整をさせていただきたいという趣旨でございます。その意見を踏まえて、受任調整をさせていただいて、事後に報告書にまとめて、検討委員会で報告するという形を考えております。その場合に、先ほど委員からご意見のあった権利擁護支援の必要性の有無についてもセットでということですので、そこのところはまた改めて社会福祉協議会と調整させていただきます。

(委員長)

今年度に関しては、ただいまの委員の意見を踏まえつつ、次回と次々回の委員会で、検討内容を絞って、試行実施してみるということです。

(委員)

虐待をイメージしているということですが、狛江市では虐待認定の委員会が別にあると思うのですが、その委員会で虐待認定された案件について、成年後見の受任調整を行うということなのでしょうか。

(事務局)

虐待を検討する委員会がございますのでその中で、権利擁護支援が必要になった方に対しての受任調整でございます。

(委員)

分かりました。虐待を主眼に置いた緊急性ということであればその辺の流れが分かるようにしたほうが良いと思います。ここで虐待についてもアセスメントして、早期に対応するように読み取れるので。虐待の委員会で判断をした後のことであるというのは分かるようになっていた方が良いと思います。

(事務局)

了解しました。その部分につきましても、フローに加えさせていただきます。

(委員)

あと2点お伺いします。1点目は、対価については件数で考えるのか月額で考えるのかという点です。もう1点は、先ほどの5. の24時間や48時間の回答は、依頼された人がするとして、その最終決定は誰がするのかという点です。おそらく少人数の委員なり専門の方なりに意見を求めて、アドバイスとして回答があった後、それを誰が最終的に決定するのでしょうか。緊急性があるとなると、毎回委員会を開催することもできないと思うので、その辺りについて教えていただきたい。

(事務局)

1点目の対価につきましては、月額にするのか、それとも、案件ごとにするのか、事務局側で決めさせていただいてよろしいのか。このところはお金の話にも関わりますので、委員の皆様として、どちらの方がよろしいのかという点についてご意見をいただいた上で、予算も含めて調整させていただきたいということで、意見をいただくことといたしました。2点目につきましては、ここにも書かせていただいている通り、最終的には、あんしん狛江が決定をするという形で想定し

ております。その中で、福祉相談課の職員や、それ以外の関係者の皆様に入っただけが必要であればその関係者も含めて、最終的な決定をするということを想定しております。

(委員長)

弁護士については、狛江泉親会の先生方や、東京弁護士会多摩支部との調整が必要かどうかは、フローの中の、6. あんしん狛江による受任調整（マッチング）にも関係するのではないかと思います。成年後見人等候補者として、どのような範囲を想定するのかによって、その対象の弁護士が含まれているのであれば、該当する弁護士会と調整の上、委員を選出してもらった方がいいと思います。また、あんしん狛江運営委員会と同一の委員構成なので、あんしん狛江の皆さんの意見も踏まえて、どこまでの調整をするかというのを決めた方がいいと思います。

試行実施を、次回と次々回にやってみるという方向性については、委員長としては良いと思います。特にご異論がなければ、やってみるという方向でご了解いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員長)

それでは、第3回及び第4回の協議会にて試行実施するというご承認いただきましたので、次回の11月に向けて事務局にてご準備をよろしくお願いします。

(事務局)

1点確認です。先ほど星野委員がおっしゃられていた検討事項については、権利擁護支援の必要性の部分とセットだということですので、その部分も含めて、第3回及び第4回の協議会にてご検討いただくということによろしいでしょうか。

(委員長)

はい、よろしいと思います。

(事務局)

承知いたしました。その方向で事務局にて調整させていただきます。

(3)協議事項狛江市成年後見制度利用支援事業実施要綱案について

(委員長)

本議題ですが、次のあんしん狛江運営委員会の開始時刻が近づいておりますので、こちらの議題を、本日、審議した方がよろしいのか、それとも、次回の審議とさせていただいてもよろしいのか、事務局よ

りご説明をお願いいたします。

(事務局)

施行時期が令和4年4月1日からでございますので、まだ時間的な余裕がございます。

(委員長)

そうしましたら、本日は議題内容について事務局よりのご説明いただき、審議については次回にさせていただければと思います。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

まず、【資料3-3】をご覧ください。3ページ目までが市長申立に関する現行の要綱となります。4ページ目からが市で行っている成年後見の申立費用及び成年後見人等にお支払する報酬の助成の要綱です。改正点といたしましては、1点目が昨年度末に出されました【資料3-4】の「成年後見制度における市町村長申立関す実務者協議の取りまとめについて」の内容を要綱に反映させること、2点目が現行の要綱では要綱上規定がなく、実務上事務局の運用に委ねられていた部分を要綱上明確にすることでございます。

現行の要綱では、市長申立に関する要綱と審判請求費用及び報酬の助成に関する要綱の2本立てになっておりますが、成年後見制度の利用を支援する制度であることは共通していること、市長申立に関する要綱でも審判請求費用に関わる費用負担や求償の内容が含まれていること、他の自治体でも1つの要綱で整理している自治体もあることから、「狛江市成年後見制度利用支援実施要綱(案)」ということで【資料3-1】のとおり整理させていただきました。

【資料3-2】に現行の要綱と改正案の新旧対照表を作成いたしましたので、この資料をもとに説明いたします。

まず、第2条の審判請求の対象者についてでございます。現行の要綱ではご本人が市外の施設に入所され、住所地特例が適用される場合に、市長申立の対象者となるかどうか明確な規定がございませんでした。この点改正案では第2条第1項第1号にその点を明記いたしました。また、この内容は【資料3-4】の4ページの1.(4)申立基準に関する基本的な考え方の沿ったものとしております。

次に、第2条第2項をご覧ください。例外的に狛江市で市長申立をしない事由を規定しております。各事由につきましては、【資料3-4】の4ページの1.(5)複数の市町村が実施機関として関わる個別事案における申立基準に沿ったものとしております。

続いて、第3条の規定をご覧ください。条文の表題を審判請求の要件から審判請求の調査に変更するとともに、【資料3-4】の7ページの2.(2)の親族調査の定義について、及び(3)の親族調査の基本的な考え方についてに沿ったものとしております。

続いて、第8条の規定をご覧ください。助成の対象者に関する規定です。

現行の要綱第2条の規定では、審判請求費用助成の対象者と報酬助成の対象者とを区別せず規定しておりました。この点を明確に区別し、審判請求費用助成の対象者は、後見等開始の審判を請求する成年被後見人又は成年被後見人の代わりに審判請求をする代理人とし、申立代理人が審判請求をする場合には、成年被後見人及び申立代理人いずれも第8条第1項各号のいずれかの資産要件をクリアする必要があることを規定しました。また、資産要件についても審判請求費用助成と報酬助成を区別するとともに、生活困窮者も捕捉できる要件を加えております。

続いて、第9条をご覧ください。審判請求費用の対象となる経費と額が改正前の第3条では不明確であったため、この点を限定列挙いたしました。また、第2項の報酬助成の「施設等」が不明確であったため、第3項に対象となる施設を限定列挙いたしました。また、第4項では報酬助成額の上限を算定するに当たり、助成対象期間の始期又は終期が月の中途である場合の日割計算で算出することについても規定を加えています。

続いて、第11条をご覧ください。助成金の支給申請についての規定ですが、申請書の様式を審判請求費用の助成の場合と報酬助成の場合とを分けることといたしました。

様式については、資料3の8ページから14ページまでのとおりとなっております。

様式の詳細をご説明することは時間の関係上できませんので、会議後ご意見をいただく期間を設けさせていただきますので、ご確認の上、ご意見をいただけると幸いです。

第3項をご覧ください。申請の期限を設けさせていただきたいと考えております。審判請求に係る助成については後見等開始の審判が確定した日から起算して1年以内、報酬助成については、報酬付与の審判が確定した日から起算して1年以内とさせていただきます。この点、審判請求に係る助成については、第1号様式で通常家庭裁判所の提出した財産目録の写しを添付書類としてご提出いただきます

ので、その後に当該申請が可能となりますが、成年被後見人に財産がなく、当該目録の提出を不要とする場合もございますので、確定日を起算点とさせていただきます。

最後に第13条をご覧ください。受給資格を有する成年被後見人がお亡くなりになられた場合において、当該者に支給すべき助成金で、支給しなかったものがある場合における申請手続の規定を追加しております。

最後に付則をご覧ください。本要綱は、来年度に施行を予定しております。施行に当たっては、経過措置等を設け、申請される方に混乱を生じさせない対応を行うとともに事前の周知に努めてまいります。

説明は以上となります。

(委員長)

ただいま事務局より狛江市成年後見制度利用支援事業実施要綱案について説明がありました。ご審議については、次回となりますが、本日確認しておきたいことなどがございましたら、挙手をお願いします。

(委員)

報酬助成についてですが、複数後見や監督人が付いた案件の報酬助成額の上限を示していただき、監督人には総額を助成するのか、それぞれに助成するのか、明記いただきたいと思います。

(委員長)

そうしましたら、狛江市成年後見制度利用支援事業実施要綱案についてのご審議は、次回とさせていただきます。

以上で本日準備しておりました議題はすべて終了しましたが、その他各委員から、何か議題はございますか。他にないようでしたら、事務局から何かございますか。

(事務局)

【資料5】をご覧ください。小委員会及び協議会の全体工程表となります。黄色のマーカー部分が工程を変更させていただいた議題となります。

市民後見人の養成・支援の検討につきましては、現在養成を行っている多摩南部成年後見センターにもヒアリングを行うとともに、7月28日(水)に東京都社会福祉協議会で実施されました令和3年度第1回成年後見制度推進機関・テーマ別研究会議のテーマが「社会貢献型後見人(市民後見人)の参加・参画」というテーマでしたので、この会議で伺った内容も踏まえて、市として今後どのようなことをできる

のか検討した上で、第3回に協議をお願いいたしたいと考えております。

【資料6】をご覧ください。令和3年度第1回の会議録（案）でございます。修正点等がございましたら9月13日（月）までに事務局にメール、電話等でご指摘いただきますようお願いいたします。

また、本日の議題についてのご意見につきましても9月13日（月）までにご意見をいただきますようお願い申し上げます。

（大森委員長）

他にないようでしたら、本日はこれにて閉会します。

本日はありがとうございました。

（了）